

沖縄基地隊オープンカウンター方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、海上自衛隊沖縄基地隊（以下「沖縄基地隊」という。）がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、役務の提供及びその他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 オープンカウンター方式とは、沖縄基地隊が会計法（昭和22年法律第35号）29条の3第5項の規定に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積りを徴する相手方を特定することなく、見積合せへの参加を希望する事業者から見積書の提出を受け、契約相手方を決定する方式をいう。

(対象案件)

第3条 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第99条第2号から第5号まで及び第7号の規定に規定する契約のうち、沖縄基地隊がオープンカウンター方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

(対象案件の公表)

第4条 対象案件は「オープンカウンター方式要求件名リスト」により、海上自衛隊ホームページ「調達情報」で公表する。
2 前項において公表に付する事項は、調達要求番号、件名、数量・単位、履行期限、リスト掲載日、見積提出期限及び要求元とする。

(参加資格)

第5条 見積合せに参加することができる者は、次の各号に該当する者とする。
(1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当するものとする。
(2) 予決令第71条の規定に準じて、これに該当しない者であること。
(3) 本契約の契約担当官又は支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）との間で締結した契約において、過去1年間に正当な理由なく契約を履行しなかった者
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく、指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造もしくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(5) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。
(6) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされ、「九州・沖縄」地域の競争参加資格を有する者。ただし、当該競争参加資格を有していない者であって、このオープンカウンターに参加を希望する者の内、以下のいずれかの条件を満たす者については、この限りではない。
ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第52条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）
イ 同号又はアに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、前年度始期から見積提出日までにおいて、常時継続的に物品を納入し、又は提供している実績が確認できる者
ウ 前年度始期から見積の提出日までにおいて、本契約の契約担当官等との間で契約を締結した実績のある者については、この限りではない。（防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）においてA又はB等級に格付けされている者を除く。）

(見積書の提出等)

第6条 見積合せに参加を希望する者は、「オープンカウンター方式要求件名リスト」で掲載又は沖縄基地隊経理科が手交した見積依頼、仕様書及びその他詳細資料（以下「仕様書等」という。）を熟覧又は熟読した上、見積りしなければならない。
2 参考見積書の様式は任意とする。ただし、見積依頼において、様式及び記載方法等を示している場合は、それによるものとする。

- 3 見積書は、次の要領により記載しなければならない。
- (1) 件名、金額、数量、調達要求番号、履行期限、履行場所、日付を記載するほか見積者（法人又は団体の場合は代表者）の記名をすること。
 - (2) 見積金額を訂正しないこと。
 - (3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭とならないこと。
 - (4) 同一人が金額の異なる2通以上の見積りを作成しないこと。
 - (5) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反しないこと。
- 4 見積書の提出の際に、前条6号に定める参加資格を持つことを証明する書類の写し（以下「資格証明書」という。）を提出するものとする。
- 5 見積書及び資格証明書の提出に当っては、持参のほか、郵送または民間業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出しなければならない。
- 6 前項において、見積提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。
- 7 一度、提出した見積書の引換、変更又は取消は認めないものとする。

（同等品の申請及び承認）

- 第7条 同等品による見積りの提出を希望する者は、見積書提出前に契約書式第3「同等品承認申請書」により同等品の申請を行い、その承認を得るものとする。
- 2 「同等品承認申請書」の締め切りは、見積提出期限の土日祝日を除く5日前を基準とする。（サプライチェーン・リスク対応を求めるもの及び別に定める場合は除く。）

（見積合わせ）

- 第8条 見積合わせに参加を希望する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積合わせは、公表した見積提出期限日に非公開で行うものとする。
- 3 見積提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、沖縄基地隊が選定した者への見積を依頼することができるものとする。

（無効な見積書）

- 第9条 次の各号に該当する見積書は無効とする。
- (1) 参加資格要件を有しない者が提出した見積書
 - (2) 件名、金額、数量、調達要求番号等の見積書に記載を必要とする事項を欠く見積書
 - (3) 金額を訂正した見積書
 - (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
 - (5) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を書し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の見積書
 - (6) 同一人物が作成した金額の異なる2通以上の見積書
 - (7) 記載する見積書提出期限までに提出されなかった見積書
 - (8) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
 - (9) 前各号に掲げるほか、契約担当官等の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

（契約の相手方の決定）

- 第10条 有効な見積書をもって申込をした者のうち、予定価格の制限の範囲内（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年5月25日））で最低の価格の見積書をもって申込をした者を契約の相手方として決定するものとする。
- 2 契約の相手方となるべき同価の見積書をもって申込をした者が二人以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。
- 3 くじ引きの日程は、別途通知するものとする。この場合において、くじ引きに参加することができないものがあるときは、これに代わって沖縄基地隊の契約業務に関係のない職員にくじを引かせることができる。
- 4 契約の相手方を決定したときは、速やかに当該契約の相手方に決定した旨を通知するものとする。

（結果の公表）

- 第11条 オープンカウンターの結果については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく情報の公表について」に該当しないため公表は行わず、参加者からの照会には個別で対応するものとする。

（契約の締結）

- 第12条 契約の相手方は、契約が決定した日の翌日から5日以内（行政機関の休日を含まない。）に、契約書の作成を要する場合には契約書（契約標準書式に規定する書式第12）、契約書の作成を要しない場合においては請書（同書式に規定する書式第13）を契約担当官等へ提出しなければならない。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方としての効力を失う。

(契約の締結)

第13条 本要領に基づく見積書を提出した者は、見積書提出後に、仕様書等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第14条 その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべてオープンカウンター方式による見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約担当官等は契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対して追加資料の提出を求めることができる。
- (4) 契約担当官等は、都合により、見積合わせを取りやめることができる。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由なく、契約を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことができる。
- (6) 契約の変更・随意契約における商議等及びその他の項目については、「入札及び入札心得（海幕経第183号（令和7年3月24日）別冊）」に準ずる。